

北伏古協育研究所

白樺学園高等学校
生活指導部通信

第 7 号
2013年5月30日
発行者 二川 毅

学校発⇒生徒諸君・保護者行き～「愛」と「魂」を注入するための生活指導部通信！～

来週頭髪服装検査⇒きっちり改善でキメよう！

5月28日(火)～31日(金)＝HR担任からの事前指導&玄関・駐輪場指導(4日間)

6月3日(月)＝全校集会・頭髪服装検査

6月4日(火)～6日(木)＝改善期間(3日間)

※前期中間考査の1～3日目の期間です。
※改善してきた生徒は放課後に点検します。

6月7日(金)＝最終点検日&校長訓戒

※試験終了後の放課後に点検・訓戒となります。

6月10日(月)＝再点検・停学指導開始日(⇒絶対になおしてきて)

4月は4名、5月は8名の校長訓戒。6月はその倍の16名!?つてなコトは絶対避けたい!

何度でも×2書きます。～じてんしゃ～自転車

①「自転車2重ロック100%運動」のゴールは!?

いまだ達成せず。どうやらクラスによってはこの問題に対する取り組みの「温度差」も残念ながら感じられます(未達成クラスは1C&3A)。

さらに、達成されたクラスの駐輪場では2個ある鍵のうち、面倒なのか「1個」しかカギがかかっておらず、もう1つは「カゴの中」なんて自転車も…。特に2・3年生の体育コースに多く見受けられるようです(意味ないじゃん!)

29日(水)の交通安全集会時にもお話しましたが、このご時勢にカギがあるのに全くつけていない自転車が3台もあつたり(⇒他にも1台無施錠の自転車があり、案の定、盗難に遭つてしまいました)無防備すぎます。

つてことは集会の話聞いて、犯行に及んだ犯罪者が本校生徒の中にも許せない!!イタチごっこ的な錯覚を覚えます(二川怒り心頭)。

ここで、**担任の先生にもお願いがあります**。指導部としても全クラス100%達成後に2重ロック一斉調査・点検を行う予定でしたが、担任の先生も、授業の空き時間等を利用して**「担任クラスの自転車ステッカーの貼り付け&2重ロック施錠確認をその目で、その手で直々に確認する作業」**を駐輪場をお願いします。生徒はもちろん「全教員も一貫した取り組み」で自転車問題に取り組みましょう!!

②「被害者にも加害者になってほしくないからオトナは刷り込むんだ!」

～交通安全集会での配布資料から～道路交通法上、自転車も自動車やバイクと同じ「車両」つてことは、何気ない日常の生活で不意に訪れる「事故」を未然に防ぐためには、自転車を運転する諸君のルールがマナーが必要であるのは当然。守れていない現状があるから、わざわざ警察の方を呼んで講演していただいたり、DVDを見たりして集会を開催するわけです。

「オレはワタシは大丈夫!」なんて思考だから「真面目に話を聞かない」。今、生きていることは当たり前じゃないんだ。だから、こころから耳を傾けて欲しい。



**盗られてから、事故って大変なことになってからちゃ遅いんだ!
だから、口酸っぱく、耳にタコ状態になるまで言うんだ!**

いじめに対する国の姿勢

文部科学省からの通達が学校にきました。早期に警察へ相談・通報し「被害生徒を守り通す」という強い表現で各学校への指示があり、先生方も文章に目を通しました。

校内での、厳重注意や訓戒指導・停学といった指導を飛び越えて警察が介入すれば加害者は「逮捕」の対象者にカンタンに変わります。そうなれば学校は何も手出しをできません。

生徒諸君にも知っておいてもらいたい事象や案件を以下に提示します。
何気ないじゃれあいや遊び半分の延長線上に「エスカレート」というスパイスが加われば簡単に取り返しの付かないことになりかねません。よ～く読んでく理解してください。

いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃(仲間外れや集団による無視も含)を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの中に以下のような事例の「犯罪行為」と認められ、生徒の生命や、身体・財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報する。

【例1】「プロレス」と称して同級生を押さえつけたり投げたりする。or 腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。

刑法第208条：暴行で逮捕～2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金

【例2】「プロレス」と称して同級生の顔面を殴打しあご骨を折る怪我を負わせる。

刑法第204条：傷害で逮捕～15年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金

【例3】休み時間に同級生に断れば危害を加えると脅かし、汚物を口に入れさせる。

刑法第223条：強要で逮捕～3年以下の懲役

【例4】休み時間に同級生に断れば危害を加えると脅かし、性器を触る。

刑法第176条：強制わいせつで逮捕～10年以下の懲役

【例5】校内で同級生に断れば危害を加えると脅かし、現金を巻き上げる。

刑法第249条：恐喝で逮捕～10年以下の懲役

【例6】休み時間に同級生の教科書やジャージなどの私物を隠して盗む。

刑法第235条：窃盗で逮捕～10年以下の懲役または50万円以下の罰金

【例7】休み時間や下校時に同級生の自転車を故意に壊す。

刑法第261条：器物破損で逮捕～3年以下の懲役または30万円以下の罰金

【例8】同級生に対して学校に来たら何らかの危害を加えると脅かす(ネット上も同様)。

刑法第222条：脅迫で逮捕～2年以下の懲役または30万円以下の罰金

【例9】校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きををしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く(特定人物の誹謗中傷、ネット上の書き込みも同様)。

刑法第230・231条：名誉毀損、侮辱で逮捕～3年以下の懲役もしくは禁錮、50万円の罰金